

## スポーツ競技大会派遣事業補助実施要領

### 1 目的

他市町村のスポーツ競技選手と技を競うスポーツ競技大会に参加するため必要な経費の一部を補助し、もって本市の体育及びスポーツの振興を図るとともにスポーツを通じて友好及び相互理解を図ることを目的とする。

### 2 補助対象事業

国、県等が開催するスポーツ大会で市長が認める事業

### 3 補助対象経費

事業名	補助金額
(1) 国民体育大会派遣事業	出場者の参加派遣費
(2) 全国スポーツレクリエーション祭派遣事業	出場者の参加派遣費
(3) 全国大会（各競技団体）派遣事業	予選を勝ち抜いた出場者の参加派遣費
(4) 国際的大会派遣事業	全日本の代表選手の参加派遣費
(5) (4)に準じるスポーツ派遣	日本代表としての派遣費

#### 4 補助金の額

事業名	補助金の額
(1) 国民体育大会派遣事業	1大会につき1人当たり 5,000円
(2) 全国スポーツレクリエーション祭派遣事業	1大会につき1人当たり 5,000円
(3) 全国大会（各競技団体）派遣事業	1大会につき1人当たり 5,000円
(4) 国際的大会派遣事業	世界選手権・アジア大会等 1大会につき1人当たり 50,000円 オリンピック 1大会につき1人当たり 100,000円
(5) (4)に準じるスポーツ派遣	1派遣につき1人当たり 25,000円

#### 附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成21年4月20日から施行する。